西宮市テニス協会規約

第1章 名称 組織

- 第1条 本会は西宮市テニス協会と称する。 本会は西宮市体育協会に所属、加盟する。
- 第2条 本会は西宮市市内のアマチュアテニス団体、およびテニスを通じ西宮市民 の健康増進とテニスの普及に協力、奉仕する者によって構成される。
- 第3条 事務局は西宮市今津山中町 2-12 宮内様方に置く。

第2章 目的 事業

- 第4条 本会はテニスの健全な普及発展を図り、市民の体育の向上と健康の増進に 寄与し、加盟団体相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第5条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1. 市内に於けるテニスの指導講習会
 - 2. 市民大会、各種のテニス大会等の主管、主催、後援
 - 3. その他テニスの普及、指導、研修等に関する事業
 - 4. 兵庫県テニス協会への加盟とその各種事業への協力

第3章 役員

- 第6条 本会に次の役員をおく。
 - 1. 会長 1名 2. 副会長 1名をおくことがある 3. 理事長 1名
 - 4. 理事(20名以内) うち若干名を常務理事とし、常務理事のうち1名を会計 担当理事とする。
 - 5. 監事 2 名以内 6. 名誉顧問、顧問をおくことがある。
- 第7条 会長は理事会において推挙し、総会の承認を得る。 会長は会務を統括する。
- 第8条 副会長は理事会において推挙し、総会の承認を得る。 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 第9条 理事長および常務理事は理事会で推挙し、総会の承認を得る。 理事長は会長を補佐し、会務を処理する。 常務理事は理事長を補佐し、会務の企画運営の立案、処理をする。
- 第10条 理事は理事会において推挙し、総会の承認を得る。 理事は会務を分掌する。
- 第11条 監事は総会において理事以外から選出する。 監事は財務を監査する。

- 第12条 名誉顧問、顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。 顧問は会長、副会長、理事長の諮問に応じ、本会の運営について建議する。
- 第13条 役員の任期は2年とする。再任を妨げない。
- 第14条 役員はすべて名誉職とする。但し、職務上の必要な経費は協会から支出する。

第4章 会議

- 第15条 本会の決議は総会、理事会、常務理事会とする。
- 第16条 総会は会長、副会長、理事長、常務理事、監事および各加盟団体の代表者1名によって開催する。総会は会長が招集し、本会の予算、決算、役員の選出、その他重要な事項を審議する。議事は多数決による。 定期総会は毎年会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。但し、会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。
- 第17条 理事会は会長、副会長、理事長、常務理事、理事によって開催する。理事会は会長、副会長又は理事長が招集し、会務の詳細にわたって審議する。 議事は多数決による。

理事会は、原則、毎月1回開催する。

第5章 会計

- 第18条 本会の経費は次に掲げるものをもって支弁する。
 - 1. 加盟団体登録料
 - 2. 市、公共団体より交付される補助金
 - 3. 事業収入
 - 4. 寄付金
 - 5. その他
- 第19条 会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- 第20条 予算は会計担当理事が理事会の承認を経て定期総会に報告し、決算は会計 年度終了後に監事の監査を経て定期総会に決算書を報告し、承認を得る。 但し、新年度の事業継続のため、定期総会において新年度予算の承認を得 るまでは会計担当理事が暫定予算を策定し、理事会の承認を得る。

第6章 付則

- 第21条 本規約は総会の決議によって変更される。
- 第22条 必要な細則、実施要綱等は、理事会の承認を経て会長が定める。
- 第23条 本規約は昭和50年6月14日施行する。 平成5年4月1日 改定施行する。

平成 16 年 6 月 13 日 改定施行する。 平成 22 年 5 月 23 日 改定施行する。 平成 24 年 5 月 12 日 改定実施する。 平成 25 年 4 月 6 日 改定実施する。 平成 27 年 3 月 28 日 改定実施する。 平成 29 年 3 月 25 日 改定実施する

- 以上 -

	〒662-0868
西宮市テニス協会事務局	西宮市今津山中町 2-12 (宮内様方)
	☎ 080-2505-3562